

第2表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得費	2,000,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
計	2,000,000			